

令和2年9月10日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	12番	沖津一博	委員
13番	國井輝明	委員	14番	荒木春吉	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	防災危機管理 課長
土田理一	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	後藤芳和	商工推進課長
猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
小林博之	子育て推進課長	眞木立子	会計管理者 （兼）会計課長
小林弘之	病院事務長	佐藤肇	学校教育課長
柏倉信一	生涯学習課長	小泉尚	スポーツ 振興課長
船田孝夫	監査委員	太田芳彦	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和2年9月10日(木) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 10 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 11 議案説明
〃 12 質疑
〃 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時00分

○伊藤正彦委員長 おはようございます。
ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○伊藤正彦委員長 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤正彦委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会

計歳入歳出決算の認定についてから認第8号令
和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、
三泉）歳入歳出決算の認定についてまで、当局
より説明を求めます。眞木会計管理者。

○眞木立子会計管理者（兼）会計課長 おはよう
ございます。

令和元年度寒河江市一般会計及び特別会計決
算の概要について御説明申しあげます。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会
計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげ
ます。

なお、金額につきましては1,000円未満の数字
は切捨てとさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

最初に、歳入について御説明いたします。令
和元年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、
4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率
を申しあげます。

第1款市税は、収入済額が51億6,389万7,000
円で、前年度比0.5%の増となりました。

主なものは、市民税が21億131万4,000円で
0.4%の減、固定資産税が22億9,775万1,000円
で1.1%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,922万8,000円で、
3.2%の増。

第3款利子割交付金は420万7,000円で、
48.8%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は659万3,000
円で、25.3%の減となりました。

第6款地方消費税交付金は7億6,051万3,000
円で、6.1%の減。

第7款自動車取得税交付金は1,904万7,000円
で、49.5%の減。

第8款地方特例交付金は4,236万9,000円で、
28.7%の増であります。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

第9款地方交付税は41億9,958万8,000円で、

2.0%の増。

第10款交通安全対策特別交付金は714万5,000
円で、4.1%の減。

第11款分担金及び負担金は1億9,956万2,000
円で、24.8%の減。

第12款使用料及び手数料は8,501万2,000円で、
1.2%の減。

第13款国庫支出金は21億387万2,000円で、
4.1%の増。

第14款県支出金は10億8,289万6,000円で、
7.0%の増であります。

第15款財産収入は5,475万9,000円で、13.6%
の増。

第16款寄附金は44億2,584万5,000円で、
25.8%の増となりました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

第17款繰入金は20億7,747万2,000円で、
72.4%の増であります。

第18款繰越金は3億216万1,000円で、前年度
比27.6%の減。

第19款諸収入は10億8,807万7,000円で、
71.2%の増。

第20款市債は14億8,670万円で、8.8%の減。

第21款、新たに導入されました環境性能割交
付金は478万9,000円で皆増であります。

以上、歳入合計は収入済額232億6,559万
2,000円で、前年度比10.0%の増となりました。

失礼いたしました。第4款配当割交付金が抜
けておりましたので、付け加えさせていただきます。

第4款配当割交付金は1,185万3,000円で、
19.7%の増であります。

先ほどの続きになります。

次に、歳出であります。9ページ、10ペー
ジを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率
を申しあげます。

第1款議会費は支出済額が1億6,621万6,000

円で、前年度比0.7%の減。

第2款総務費は73億9,328万5,000円で、32.1%の増であります。

主なものは、第1項第5目財産管理費58億1,639万4,000円などであります。

第3款民生費は56億3,081万3,000円で、10.3%の減となり、その内訳は、第1項社会福祉費25億7,654万4,000円。

第2項児童福祉費28億3,588万円。

第3項生活保護費2億1,747万1,000円などあります。

第4款衛生費は14億6,842万3,000円で、4.5%の増で、その内訳は、第1項保健衛生費が4億525万9,000円。

第2項清掃費が4億7,316万4,000円。

第3項病院費が5億9,000万円であります。

第5款労働費は2,194万6,000円で、28.8%の増。

第6款農林水産業費は4億433万円で、4.4%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は13億5,720万7,000円で、52.2%の増であります。

第8款土木費は19億5,447万7,000円で、11.5%の増となり、その内訳は、第2項道路橋りょう費9億4,613万5,000円。

第4項都市計画費7億2,554万3,000円などあります。

第9款消防費は5億8,711万8,000円で、前年度比3.4%の増であります。

第10款教育費は21億8,489万5,000円で、24.8%の増で、その内訳は、第2項小学校費7億8,629万1,000円。

第3項中学校費3億5,084万6,000円。

第4項社会教育費7億2,054万9,000円などあります。

第11款災害復旧費は2,828万7,000円で、12.1%の増。

第12款公債費は16億4,214万2,000円で、前年度比4.2%の減であります。

第13款予備費は充用件数が延べ23件で、充用総額は1,217万8,000円であります。

以上、歳出合計は支出済額228億3,914万4,000円で、前年度比11.1%の増であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は4億2,644万7,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源1,070万7,000円を差し引いた実質収支額は4億1,573万9,000円で、前年度比27.8%の減であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に2億800万円を繰り入れ、残る2億773万9,000円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

なお、特別会計につきましては、主な款の収入済額、支出済額を申しあげます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第2款使用料及び手数料5億7,009万9,000円。

第3款国庫支出金2億6,568万8,000円。

第4款繰入金5億520万4,000円。

第7款市債3億4,870万円などで、歳入合計は16億9,725万5,000円で、前年度比9.2%の増であります。

歳出であります。次の16ページ、17ページを御覧ください。

第1款公共下水道事業費は支出済額8億6,494万7,000円。

第2款公債費7億6,371万3,000円で、歳出合計は16億2,866万1,000円で、前年度比4.8%の増であります。

この結果、歳入歳出差引き残額は6,859万4,000円となり、これより繰越明許費に係る翌

年度へ繰り越すべき財源450万円を差し引いた実質収支額は6,409万4,000円であります。

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳入であります。主なものは、第1款分担金及び負担金、収入済額387万円。

第2款使用料及び手数料957万円。

第3款国庫支出金695万円。

第5款繰入金4,820万8,000円。

第7款市債1億2,150万円などで、歳入合計は1億9,099万8,000円で、前年度比6.3%の減であります。

歳出であります。20ページ、21ページを御覧ください。

第1款浄化槽整備事業費、支出済額1億7,344万1,000円。

第2款公債費1,747万5,000円で、歳出合計は1億9,091万6,000円で、前年度比6.4%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は8万1,000円となりました。

公共下水道事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計は、令和2年度から公営企業会計を適用することから、両特別会計は廃止となりましたので、出納整理期間を設けず、令和2年3月31日で打切り決算を行っております。このため、電話料、施設管理業務委託料等が3月末日までに支払いが完了せず未払金となりましたので、歳入歳出差引き残額を企業会計へ引き継ぎ、この支払いに充てております。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

22ページ、23ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税が収入済額7億7,841万9,000円。

第4款県支出金27億7,223万6,000円。

第6款繰入金4億5,800万円。

第7款繰越金2,507万2,000円などあります。

以上、歳入合計は40億3,989万9,000円で、前年度比9.1%の減であります。

次に、歳出であります。24ページ、25ページを御覧ください。

第2款保険給付費27億1,069万6,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金11億6,929万4,000円などあります。

次の26ページ、27ページを御覧ください。

以上、歳出合計は39億9,107万円で、前年度比9.6%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は4,882万9,000円となり、これは全額翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

28ページ、29ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料が収入済額3億5,417万円。

第4款繰入金1億2,757万1,000円などで、歳入合計は4億9,845万7,000円で、前年度比0.9%の増であります。

次に、歳出であります。30ページ、31ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億7,579万2,000円などで、歳出合計は4億8,890万6,000円で、前年度比0.3%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は955万1,000円となり、これは翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

32ページ、33ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料が9億2,522万3,000円。

第3款国庫支出金は10億7,251万9,000円。

第4款支払基金交付金11億3,150万9,000円。

第5款県支出金は6億1,156万3,000円。

第7款繰入金6億4,139万6,000円などであり
ます。

次に、34ページ、35ページを御覧ください。

歳入合計は44億8,314万円で、前年度比0.3%
の増であります。

次に、歳出であります。36ページ、37ペー
ジを御覧ください。

第2款保険給付費40億9,571万1,000円。

第4款地域支援事業費1億5,180万8,000円な
どであり、歳出合計は44億3,047万9,000円で、
前年度比1.2%の増であります。

38ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は5,266万
1,000円となり、これは翌年度に繰越しをして
おります。

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定
審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて御説明申し上げます。

39ページ、40ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金
1,485万3,000円。

第2款繰入金918万8,000円などであり、歳入
合計は2,765万円で、前年度比12.2%の増であ
ります。

次に、歳出であります。41ページ、42ペー
ジを御覧ください。

第1款介護認定審査会費が2,192万4,000円で、
歳出合計も同額の2,192万4,000円となり、前年
度比4.2%の増であります。この結果、歳入歳
出差引き残額は572万5,000円となり、これは翌
年度に繰越しをしております。

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特
別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認
定について御説明申し上げます。

43ページ、44ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区が収入
済額20万円。

第2款醍醐財産区が21万4,000円。

第3款三泉財産区が23万7,000円で、歳入合
計は65万2,000円で、前年度比6.8%の増であ
ります。

次に、歳出であります。次の45ページ、46
ページを御覧ください。

第1款高松財産区が12万2,000円。

第2款醍醐財産区が16万5,000円。

第3款三泉財産区が11万7,000円で、歳出合
計は40万4,000円で、前年度比3.7%の増であ
ります。この結果、歳入歳出差引き残額は24万
7,000円となり、これは翌年度に繰越しをして
おります。

以上、一般会計及び7特別会計の決算の概要
について御説明を申しあげましたが、詳細につ
きましては、事項別明細書及び主要な施策の成
果に関する説明書を御覧くださいますようお願い
申し上げます。

○伊藤正彦委員長 次に、認第9号令和元年度寒
河江市立病院事業会計決算の認定について当局
より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 認第9号令和元
年度寒河江市立病院事業会計決算の認定につ
いて御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字
は切捨てさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であ
りますが、収入は第1款病院事業収益19億1,904
万2,000円、その内訳は第1項医業収益が14億
6,357万8,000円、第2項医業外収益が4億
5,546万4,000円であります。

支出は第1款病院事業費用が19億1,178万
7,000円で、その内訳は第1項医業費用19億134
万8,000円、第2項医業外費用1,043万8,000円
であります。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であ
りますが、収入は第1款資本的収入が1億3,379

万4,000円で、その内訳は第1項企業債6,270万円、第2項他会計負担金が6,915万円、第4項補助金194万4,000円であります。

支出は第1款資本的支出が1億7,645万2,000円で、その内訳は第1項建設改良費7,190万円、第2項企業債償還金が1億455万2,000円であります。

支出額に対する収入不足額4,265万8,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計14億6,189万3,000円ではありません。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計18億7,397万1,000円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計4億5,449万4,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計4,948万7,000円あります。

この結果、707万1,000円の経常損失となり、特別利益、特別損失がございませんので、当年度純損失も同額となり、当年度未処理欠損金は5,703万9,000円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書であります。先ほど申しあげました当年度未処理欠損金5,703万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が13億1,445万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資3,032万1,000円を加えた合計は13億4,483万1,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計2億8,113万6,000円あります。

この結果、資産合計は16億2,596万7,000円あります。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債で3億5,377万5,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債など合計2億5,192万3,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億3,210万9,000円から長期前受金収益化累計額1億2,711万5,000円を差し引いた1億499万4,000円となり、この結果、負債合計は7億1,069万3,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は9億3,425万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が5,703万9,000円で、剰余金合計はマイナス1,897万9,000円となり、この結果、資本合計は9億1,527万3,000円あります。負債資本の合計は16億2,596万7,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、市立病院事業会計の決算について御説明を申しあげました。よろしくようお願い申し上げます。

○伊藤正彦委員長 次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○伊藤孝上下水道課長 議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比

1%増の11億2,125万2,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比0.03%減の9億8,672万7,000円であります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比14.2%減の1億3,309万5,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比15.4%減の6億4,920万7,000円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額5億1,611万1,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5ページ、6ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計9億4,180万1,000円であります。

2の営業費用は浄水及び給配水費など合計9億1,154万4,000円であります。

3の営業外収益は受託金及び長期前受金戻入など合計9,664万円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計3,406万円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は160万9,000円あります。

この結果、当年度純利益は9,122万7,000円となったところであります。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,644万3,000円とその他未処分利益剰余金変動額1億1,800万円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億6,567万1,000円あります。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。減債積立金は、処分後残高1億2,080万6,000円から2,000万円を使用したことにより、当年度末残高は1

億80万6,000円あります。建設改良積立金は、処分後残高5億4,124万6,000円から9,800万円を使用したことにより、当年度末残高は4億4,324万6,000円あります。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,644万3,000円に先ほどの減債積立金及び建設改良積立金の使用額を加え、さらに当年度純利益を加えることにより、当年度末残高は2億6,567万1,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は8億972万4,000円となったところであります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

先に、資産の部であります。1の固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計95億2,561万8,000円あります。

2の流動資産であります。現金及び未収金などで合計7億7,536万7,000円あります。この結果、資産合計は103億98万6,000円あります。

次に、11ページの負債の部であります。3の固定負債は、建設改良費等企業債のうち、令和3年度以降に返済予定分の未償還残高で11億6,151万3,000円あります。

4の流動負債は、建設改良費等企業債のうち、令和2年度に返済予定分の未償還残高、未払金など合計2億2,222万2,000円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額が減額となり、合計17億4,867万1,000円あります。この結果、負債合計は31億3,240万8,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金合計は63億4,300万6,000円あります。

7の剰余金は資本剰余金及び利益剰余金の合計8億2,557万円あります。この結果、資本合計は71億6,857万7,000円となり、負債資本合計103億98万6,000円は、前の10ページ資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高2億6,567万1,000円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に7,100万円を積み立て、建設改良及び企業債償還に使用する1億1,800万円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,667万1,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく願いいたします。

質 疑

○伊藤正彦委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されまますよう御協力願います。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、歳入の収入未済額について伺います。

ここ数年、収入未済額は減少してきたのですが、今年は増加となっております。まず、増加になった要因、そして、今年は経済の落ち込みで収入未済額は増加してしまうのではないかと私は危惧しているんですけども、現在行っている対策について伺います。

○伊藤正彦委員長 片桐税務課長。

○片桐勝元税務課長 資料につきましては⑩令和

元年度寒河江市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の10ページを御覧ください。

収入未済額でございますが、御指摘のとおり前年度と比較しまして都市計画税以外の市税で増えております。市税合計で前年度と比較しまして286万6,000円増加しておりますが、主な要因としましては、令和元年度におきまして特に国民健康保険税の滞納額整理に、滞納額解消に力を入れたことが特徴によるものでございます。

同じ資料の38ページのほうの国民健康保険税収納状況を御覧いただきたいと思いますが、国民健康保険税におきましては、収入未済額が前年度と比べまして2,917万円の減額となっております。収納率も平成30年度の70.9%から令和元年度には72.6%と1.7ポイント増加しております。このため、繰返しになりますけれども、市税のほうでは前年と比較して286万円収入未済額が増えておりますけれども、国民健康保険税につきまして2,917万円減少して、力を入れたところでございます。

収入未済額は翌年度に繰越しされ、引き続き督促などを行い、徴収に努めることとなりますが、多額の収入未済額につきまして納税者の負担の公平と財源確保の観点から、収入未済の実態把握により努めまして、督促や滞納処分など、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止に向け取り組んでまいります。

なお、今後ではありますけれども、引き続き努めてまいります。今般の新型コロナウイルス感染症対策でも納税猶予とかもございまして、引き続き取り組んでまいります。なるべく率を下げないように努めてまいりたいと考えております。

○伊藤正彦委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質

疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 同じような質問なので2つまとめて質問させていただきます。

まず、2款1項1目情報システム費のホームページ運営事業についてです。どの程度のアクセスがあったのか、昨年と比較して増減どのようになっているのかを教えてくださいということと、2款1項10目の市民交通対策費について、こちらのデマンドタクシーと循環バス、こちらも同じように昨年度と比較して利用者の増減を教えてくださいと思います。

○伊藤正彦委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 ただいまの3点につきましてお答えを申しあげたいと思います。

ホームページアクセス数についてであります。一昨年度は57万1,429件、昨年度は61万2,888件、4万1,459件増えているということでございます。

続きまして、デマンドタクシーの利用者数について申しあげます。

一昨年度は5,744件、昨年度は4,937件、前年に比べ807件ほど減っているということでございます。

次に、循環バスの利用者数でございますが、一昨年度は4,087件、昨年度は4,294件、207件ほど増えているということでございます。以上です。

○伊藤正彦委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

まず、情報システム費のほうについてですが、アクセス数は非常に伸びているという状況でありまして、私たち、今はどうしても何かを調べるというところすぐインターネットで調べるということがだんだん反映されているかと思えます。今回、コロナの影響及び豪雨被害でSNSによる自治体の公式発表があったほうが早くて正確で安心できるという御意見を頂戴しております。当市においては、観光などの魅力に

については市民レポーターやチェリン、観光物産協会の方々による発信ありますけれども、緊急時、もしくは災害情報というのはそういった経路では発信できていないという状況ですので、こちらについては今後御検討をいただければと思います。

そして、市民交通対策費についてですけれども、デマンドタクシーのほうは利用者が減っていると。循環バスのほうは利用者が増えているということなんですが、この要因について御見解を伺います。

○伊藤正彦委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 それではお答えいたします。

デマンドタクシーにつきましては、前年度から比べると減っているということになっておりますが、利用頻度の高い高齢者のいわゆる常連さんがお亡くなりになったり、あるいは施設に入所したりして利用できなくなったということで考えておるところでございます。

それから、循環バスの利用者数の増につきましては、広報に努めておりますし、次第に周知が図られ、利用者からの理解が深まったためではないかと考えております。

それから、冬季の降雪の状況によってもちょっと影響があるということを考えているところでございます。以上です。

○伊藤正彦委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 要因のほうは今御説明いただきました。ただ、デマンドタクシーのほうは、いつも乗っている方が使わなくなったというような要因ということあるんですけども、社会全体を考えると、やはりだんだん高齢化して、使いたい人は増えていると思いますので、ぜひそういった方に、今まで使ったことない方にこういったものがあるという情報がしっかり届くような形でお願いしたいと思います。

また、通常、タクシーとバスというものを考

えると、単価的に考えれば、本来バスのほうが1人当たりの金額というのは下がると思われるんですが、まだまだやっぱり1人当たり利用者数で割っていくと、循環バスのほうが高いような状況が今お答えいただいたところであります。やはり循環バスはどうしてもルートが大回りになると、目的地に行くとき、例えば、行くときはいいんだけど、帰りが物すごい遠いとか、そういったところがなかなか弱点となって利用者が少ないというのは、これは当市だけではなく、全国的な状況にあるようです。寒河江市でも一部費用を出しておりますけれども、天童市営バスとか、西川の路線バスと書いてあるとなかなか、寒河江市内を走っていて乗ってもいいはずなんです、なかなか乗りづらいというところもあるかと思いますが、そういうものに乗ると、例えば帰りはそっちに乗ると非常に近いとか、あるというふうに利用者のほうにしっかり浸透させていただいて、費用対効果の高い運営を今後お願いしたいと思います。

○伊藤正彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時02分

○伊藤正彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時07分

○伊藤正彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初にお願いしましたが、質疑の際はページ数を示した上で質疑されますようお願い申し上げます。

認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第9号
---------	--

散 会 午前11時09分

○伊藤正彦委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

分科会分担付託

○伊藤正彦委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第8号、議第53号